

令和元年度化学物質安全対策
(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の
届出電子化等に伴うシステム構築に関する検討調査)
調査報告書

令和2年3月

みずほ情報総研 株式会社

～ 目次 ～

1. はじめに.....	1
1.1 事業の目的と方針.....	2
1.2 事業内容.....	3
1.2.1 事業の実施内容.....	3
2. 実施内容.....	4
2.1 現行システム（CWDB）要件の調査.....	4
2.1.1 CWDB の稼働環境.....	4
2.1.2 CWDB の機能概要.....	5
2.1.3 現行の CWDB の不具合箇所及び不具合への対応方法.....	5
2.2 現行データ要件の調査.....	6
2.2.1 マスターデータの登録件数.....	6
2.2.2 届出・申告データの件数.....	6
2.2.1 現行システムのデータ項目の確認.....	7
2.3 現行届出業務の処理手順の調査.....	8
2.3.1 経済産業省化兵室における業務の遂行状況.....	8
2.3.2 地方経済産業局における業務の遂行状況.....	8
2.3.3 現行業務フロー.....	8
2.4 現行システムの課題、機能追加ニーズの調査.....	9
2.4.1 現行システムの課題.....	9
2.4.2 機能追加ニーズ.....	9
2.5 新システムに必要となる機能要件、データ要件の整理.....	10
2.5.1 新システムにおけるエラーチェック内容.....	10
2.5.2 電子届出対応.....	11
2.5.1 新業務フロー.....	11
2.6 新システム稼働環境の確認.....	12

2.6.1 既存システムの活用.....	12
2.6.2 新システムの構築場所の検討	12
2.7 新システムの非機能要件の整理	14
2.7.1 非機能要件案の提示と検討.....	14
2.7.2 新システムのセキュリティ関連要件.....	14
2.8 移行要件の整理	15
2.8.1 移行方針の整理.....	15
2.9 システム経費の試算	16
2.9.1 情報提供依頼書（RFI）の作成と発行.....	16
2.9.1 概算システム経費	16
3. 調達準備	17
3.1 適合証明書案の作成	17
4. その他.....	18

1. はじめに

～ 事業の背景 ～

化学物質の化学兵器への転用防止については、包括的な化学兵器廃絶を目的として 1997 年（平成 9 年）に発効した「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」（以下「化学兵器禁止条約」という。）の下で、各締約国は、その実施機関である化学兵器禁止機関（本部：オランダ王国ハーグ、以下「O P C W」という。）に対して、化学物質の製造数量等の申告、及びその申告に基づき O P C W が実施する事業所に対する国際検査の受入れ等の条約義務を履行している。

我が国も国内実施法として化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下、「化兵法」という）を制定し、1995 年（平成 7 年）にこの条約に批准した。我が国は条約批准当初から O P C W に対し主要締約国として積極的に協力をを行い、国際的にも高い評価を得ており、引き続き大きな期待を受けている。他方、国内では、O P C W への申告の前提となる事業所からの届出がよりの確になされるよう、今後一層の化兵法遵守の徹底・強化の必要性が高まっている。

さらに、国内における届出データ及び O P C W への申告データは個々の企業の機密に係る情報が含まれており、厳格な情報セキュリティ管理が重要となっている。

こうした背景のもと、経済産業省では、化兵法の規制対象である第 1 種指定物質の製造・使用、第 2 種指定物質及び有機化学物質の製造を行う事業者等からの、当該化学物質の予定数量、実績数量等の届出業務を管理してきた。

この年間約 1000 件に上る届出業務は電子化未対応であり、紙・郵送にて経済産業局担当部署／経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室（以下「化兵室」という。）に届け出られた書面を経済産業局及び化兵室職員が、主に手作業にて一連の届出と届出データ蓄積業務を、届出情報管理データベース（以下、「CWDB」という。）に登録・管理を行ってきた。

1.1 事業の目的と方針

前述したように、これまで化兵室では、Microsoft Access にて構築した CWDB を用いてこれらの業務を行ってきた。しかしながら CWDB は構築後すでに 8 年が経過しており、稼働環境の変化などによって不具合が発生している。また、昨今日本政府が進めている電子政府化への取り組みに沿って、従来の紙と郵送による届出方法を改善し届出の電子化を行うことが求められている。

老朽化した CWDB を化兵法管理システム（以下、「新システム」という。）として更改し、あわせて化兵室並びに経済産業局における業務の効率化を行なう。新システムは、既存の CWDB の機能をベースにしつつ、化兵室及び経済産業局の業務の効率化のために、以下の方針にて検討を行った。

～ 検討の方針 ～

- ・「化兵法」及び関連法規に基づき、定められた届出様式や届出手続きに準拠したシステムとする。
- ・届出の受付・審査業務の電子化の際には、現在紙・郵送で受理している書面の提出・受付・審査業務にて扱っている情報の機密性を十分に考慮する。
- ・省内基盤情報システムの更改後に発生した不具合により、CWDB では利用できなくなっている電子申告様式作成とデータ処理の機能についても、新システムの要件として盛り込む。
- ・従来の CWDB は化兵室職員のみ利用であるが、新システムでは利用者を経済産業局担当部署の職員に拡大する。これに伴い、情報の閲覧範囲を管轄区内事業所に限定する機能等を追加する。
- ・コスト削減や業務の継続性から、新システムの構築にあたって従来の CWDB の活用（既存の CWDB の改修を含む）も検討する。
- ・その他従来の CWDB の利用では解決できなかった職員の届出業務の支援機能として、届出チェック、過去の届出情報の蓄積、検索等の追加機能の検討を行う。
- ・要件定義書案は、経済産業局職員や関係ベンダーに情報提供や提案の依頼を求め、広く製品・サービス又はソリューションを有効活用でき、なおかつ偏りがない内容とする。

上記の方針に沿った検討を行い、その結果を要件定義書案としてまとめることが本事業の目的である。

1.2 事業内容

1.2.1 事業の実施内容

「1.1 事業の目的と方針」に記載した内容に基づき、以下の検討作業を行った。

(1) 実施作業一覧

番号	作業項目
(1)	現行システム要件の確認
(2)	現行データ要件の確認
(3)	現行届出業務の処理手順の調査
(4)	現行システムの課題、機能追加ニーズの調査
(5)	新システムに必要となる機能要件、データ要件の整理
(6)	新システム稼働環境の確認
(7)	新システムの非機能要件の整理
(8)	移行要件の整理
(9)	システム経費の試算

図表 3-1 作業一覧

(2) 実施方法

主な検討や作業は、みずほ情報総研社内にて実施し、必要に応じて経済産業省にて調査やヒアリングを実施。打合せ用資料や要件定義書案はみずほ情報総研にて作成後に、会議にてレビューや意見交換を行い、最終化を行った。

また、作業の実施にあたり、以下のように情報管理を行った。

保護すべき情報については、指定された役務実施場所でのみ取り扱い、経済産業省内でのみ取り扱うこととされた情報の省外への持ち出しは行わなかった。

情報セキュリティ対策に係る取り組みとして、本作業において使用する情報（電子データ、紙資料、冊子等）の授受に関しては、「情報授受管理表」を作成し、情報授受のたびに情報資産の内容を記載し管理を行った。電子メールにファイルを添付し、情報の授受を行う場合には、添付ファイルにパスワードを付与した。

2. 実施内容

本事業で実施した内容を記載する。

2.1 現行システム（CWDB）要件の調査

2.1.1 CWDB の稼働環境

(1) システム構成

アプリケーションは Access97 で開発されており、現在は経済産業省の標準である Access2016 で利用している。OS は Windows10 である。

(2) システムの利用者

現行システムの利用者は化兵室に属する 6 名のみである。

新システムでは経済産業局の職員も利用することを想定している。ただし、経済産業局の担当者は自身の管轄する地方の事業所の情報のみ参照できるようにしたい。

(3) システムの利用方法

Access では多人が同時にアクセスすると障害が発生することがあると認識しているが、現在でも同時に 2、3 人で利用していることもある。同じデータを同時に扱うことがないためか、同時利用による不具合は発生していない。

利用時間は平日の勤務時間のみと想定してよい。

事業者から経済産業省への提出期限は 2 月（予定数量の届出）、9 月（実績数量の届出）であり、OPCW への提出期限は 3 月末、10 月末（25 日あたり）である。そのため、繁忙期は 2 月～3 月、9 月～10 月で、その時期は 1 日中利用する。通常でも週に 2、3 回利用する。

2.1.2 CWDB の機能概要

CWDB の機能概要については、現行システムドキュメントに記載された「機能一覧」「画面一覧」「画面遷移」「DB（テーブル）一覧」を確認した。画面遷移を用いて、CWDBにおける不具合発生箇所の確認を行うとともに、現行システムドキュメントには無かった ER 図を作成した。

これら CWDB の機能概要についても、要件定義書案に記載した。

2.1.3 現行の CWDB の不具合箇所及び不具合への対応方法

帳票／ファイル出力画面での処理で不具合が発生している。Excel の集計処理では、エラーなどは表示されず集計処理が終了するが、実際には当初の仕様である管理用の帳票は出力されていない。そのため現在は、別のメニューの画面上に表示される照会結果の一覧画面を Excel にコピーし、ピボット機能などを利用して集計を行っている。

OPCW に申請するための XML データも出力できない。こちらについては、別途追加開発した別のシステムで CWDB 内の生データを読み込ませて集計し、申請用の XML 形式で出力している。

OPCW で提供しているシステム（EDNA）に上記で出力した XML ファイルを入れ、Excel で集計した結果等を追加入力した後、EDNA の機能で HTML 形式に変換して提出している。

なお経済産業省の規定により外部で開発したプログラムはクライアント PC やサーバにはインストールできないため、EDNA を使う場合は別途専用のスタンドアロン環境の PC にインストールしている。そのため EDNA で作成した XML は CD-ROM を介してデータをコピーしている。また、EDNA は毎年のようにバージョンアップされる。

ちなみに、現在の CWDB はメニューの切り替えに多くの時間を要している。

2.2 現行データ要件の調査

2.2.1 マスターデータの登録件数

2019年12月に実際のCWDBのデータベースの登録件数について現地にてAccessを操作して確認した。

2.2.2 届出・申告データの件数

直近3年間の届出、申告、査察の件数についても、調査を行った。

2.2.1 現行システムのデータ項目の確認

現在のCWDBにおけるデータ管理項目を、現行システムドキュメントよりリストを作成し、新システムでの要否を確認するとともに、追加すべきデータ項目が無い化兵室職員と検討を行った。

検討結果は、要件定義書案の別紙として取りまとめを行った。

主な変更、追加内容は以下の通り。

対象届出様式・Form	項目名	新システムでの取り扱い
様式 1 5	物質名称	従来は選択式であったが自由入力式に変更する
様式 2 0	指定物質番号	CWDB のドキュメントには、項目として表記が無いが新システムでは追加する
Form2.3 Form3.3 Form4.1	3%副生の有無	廃止された項目であり、新システムでは不要である
Form2.3.2	重量単位	CWDB のドキュメントには、項目として表記が無いが新システムでは追加する
Form2.5 Form3.4	化学構造式	申告書にはない項目であるが、CWDB 上にはデータ項目として存在し、新システムでも引き続き利用する
事業所マスタ	査察情報	査察に関連する各種情報項目を登録項目として追加する
	連絡先情報	連絡先の登録可能数を最大 6 件に拡大する

図表 2-3 様式・Form への項目の追加

2.3 現行届出業務の処理手順の調査

2.3.1 経済産業省化兵室における業務の遂行状況

経済産業省化兵室の職員に対して以下のようにヒアリングを実施し、関連業務の確認を行った。

実施日	時間	実施場所	ヒアリング対象者
2019年10月11日	13：15～ 14：30	経済産業省本館7階会議室	化兵室職員 2名
2019年11月1日	9：40～ 11：40	経済産業省本館7階会議室	化兵室職員 2名

図表 2-4 化兵室へのヒアリング

2.3.2 地方経済産業局における業務の遂行状況

以下のように地方経済産業局に対してヒアリングを依頼し、その後訪問して関連業務の確認を行った。

実施日	時間	実施場所	ヒアリング対象者
2019年11月19日	13：00～ 14：30	近畿経済産業局 2階会議室	産業部製造産業課職員 2名 化兵室職員 2名同席
2019年11月22日	14：30～ 15：30	関東経済産業局 会議室	産業部製造産業課職員 2名 化兵室職員 2名同席

図表 2-5 経済産業局へのヒアリング

2.3.3 現行業務フロー

経済産業省化兵室並びに地方経済産業局へのヒアリング結果を元に、現在の化学物質の予定数量、実績数量等の届出業務およびCWDB周辺業務についての現行業務フローを整理した。

2.4 現行システムの課題、機能追加ニーズの調査

2.4.1 現行システムの課題

現在のCWDBにおける課題については、「2.1.3 現行のCWDBの不具合箇所及び不具合への対応方法」の項に記載。

2.4.2 機能追加ニーズ

経済産業省化兵室並びに地方経済産業局へのヒアリング時に聴取した機能追加ニーズについては、以下のようであった。

事業所がOPCWの査察対象となったことや、査察の結果は現在CWDBに登録されていないが、次期システムでは登録して管理したい。ただ、事業所の名称変更や統廃合などが頻繁にあるため考慮が必要である。なお、事業所の名称変更や統廃合は法の要求事項ではない。基本的には届出提出時（9月、2月）に連絡をいただければよいが、査察対応のため都度連絡してほしいと事業主にはお願いしている。 (2019年10月11日のヒアリング時に経済産業省化兵室職員より)
事業所の情報で、国際検査（査察）が何年に行われたか、また、何回査察が行われたかは現在のCWDBには登録されていないが、検索できるようにしたい。査察は1日でなく期間に渡って実施されるため、年月日までは不要で、年の情報があればよい。年は暦年でよい。なお、査察の結果、立ち入り検査の実績及び結果は管理しなくてよい。 (2019年11月1日のヒアリング時に経済産業省化兵室職員より)
届出の案内の送付や受領を管理しており、その運用を支援するための一覧表出力機能が必要。 (2019年11月19日のヒアリング時に近畿経済産業局職員より)
過去数年分の製造量の実績を参照したい。 (2019年11月19日のヒアリング時に近畿経済産業局職員より)
システム化された場合、画面も様式と同じ配置、イメージにして欲しい。様式と照合する際に見やすい画面とするよう記載してほしい。 (2019年11月22日のヒアリング時に関東経済産業局職員より)

図表 2-6 機能追加ニーズ

2.5 新システムに必要となる機能要件、データ要件の整理

2.5.1 新システムにおけるエラーチェック内容

現在のCWDBでは、事業者から提出された届出・申告データについて各種のチェックを行い、届出や申告の誤りや、製造数量の変化の確認などを行っている。

CWDBにおけるチェック機能について、現行システムドキュメントよりリストを作成し、新システムでの要否を確認するとともに、追加すべきチェック機能について化兵室職員と検討を行った。

検討結果は、要件定義書案の別紙として取りまとめを行った。主な変更、追加内容は以下の通り。

チェック種類	対象様式	エラー内容および修正内容
単年	様式 17 様式 19	事業所名称や事業所所在地について照合を行う際に株式会社、有限会社などは（株）、（有）に置き換えて照合すること。 ※この際に全角半角の違いの統一、和数字と英数字の同一視やスペース文字詰めなどの名寄せを行い不用意にエラーを多発させないこと。
	Form2.2	The Name of the owner, company or enterprise operating the plant の照合を行う。 ※ピリオドとカンマ同一視や、スペース文字詰めなどの名寄せを行い不用意にエラーを多発させないこと。
複数年	様式 19 様式 18	「数量が予定（様式 18）の 2 倍を超えるまたは物質種別、区分等の数量閾値より 10 倍を超える場合」は、「数量が予定（様式 18）の 2 倍を超える」場合のみに変更する。
	様式 19 様式 18	「予定（様式 18）の数量が 200 以下であっても実績（様式 19）の数量が 200 トンを超える場合は、新たにエラーとする。
	Form2.4 Form2.5	予定届出がない届出や、「数量」が予定の 2 倍を超えるまたは検証敷居値を超える届出だけでなく、実績数量が予定数量を少しでも超えた場合はエラーとする。
様式内	様式 15 様式 17 様式 18	区分が「製造」以外の場合は、数量のみの記載で十分であり、製造能力の欄への数字の記入は不要であることをチェックに加える。
	Form2.5	生産、加工、消費の有無とその数量の項目に Yes が入力され、かつ数量 0 の場合はエラーとする。
	全様式	数量は有効数字 3 桁で記入することをチェックする。

図表 2-7 エラーチェックの追加要件

2.5.2 電子届出対応

経済産業局および化兵室での紙の届出・申告データの入力作業を軽減・廃止することを目的として、新システムでは、届出書の e-Gov 経由での電子届出を受付可能とする。

電子届出は、所定の電子様式及び届出に必要な別添資料がファイルにて提出される。申告書の電子様式については、新システムの開発時点で最新のもので提供されるが、開発・設計時に、電子届出やその他の機能をより効率的・効果的に実装するために電子様式を改善したほうが良い場合は協議の上で電子様式を変更してよいこととした。

e-Gov の電子申請サービスで届出された情報を e-Gov が提供する WebAPI「イベント通知」を利用して、新システムに取り込みを行なう。e-Gov から取り込まれた情報は、自動生成機能によってあらかじめ準備された「届出待ちデータ」と突合を行い、確認画面にて取り込み結果の確認を行なう。突合を行った際にデータの比較を行い、準備されたデータと相違している部分については強調表示をさせ経済産業局職員が確認を行なう。

本機能の実装は、e-Gov での電子申請サービスを利用することを前提とする。e-Gov への認証は、G Biz ID による 2 要素認証を用いる想定とする。

2.5.1 新業務フロー

以上の検討を元に、新システム導入後の化学物質の予定数量、実績数量等の届出業務および周辺業務についての新業務フローを作成した。

2.6 新システム稼働環境の確認

2.6.1 既存システムの活用

既存の Microsoft Access にて構築された CWDB について、コスト面を考慮して改修や活用ができないかの検討を行った。その結果 Access のバージョン、対応する OS のバージョン、現在の少数ユーザから多数ユーザへの拡大等を考慮すると、そのまま改修して新システムにて活用することは難しいと判断した。

新システムは Microsoft Access 以外のデータベースを基盤とした新システムへの切り替えを前提し、要件定義書案を作成。しかしながら、CWDB には過去のデータを 20 年以上蓄積してきており、新システムが Microsoft Access 以外を基盤とした場合でも、既存の Microsoft Access に保管されているデータのコンバージョンや移行を円滑かつ確実に実施することが重要と判断した。

移行に関する詳細は、移行要件の項に記載した。

2.6.2 新システムの構築場所の検討

(1) 情報システム厚生課との打合せの実施

新システム用サーバの設置場所について、化兵室並びに情報システム厚生課の職員と検討の為の打合せを開催した。

実施日	時間	実施場所	出席者
2019 年 11 月 1 日	9 : 40 ~ 11 : 40	経済産業省本館 7 階会議室	情報システム厚生課情報システム室職員 2 名 化兵室職員 2 名
2019 年 12 月 3 日	9 : 40 ~ 12 : 30	経済産業省本館 7 階会議室	CIO 補佐官 情報システム厚生課情報システム室職員 5 名 化兵室職員 4 名
2019 年 12 月 10 日	9 : 40 ~ 12 : 10	経済産業省本館 7 階会議室	情報システム厚生課情報システム室職員 1 名 化兵室職員 4 名
2019 年 12 月 20 日	13 : 00 ~ 15 : 45	経済産業省本館 7 階会議室	CIO 補佐官 情報システム厚生課情報システム室職員 5 名 化兵室職員 4 名

図表 2-8 情報システム厚生課との打合せ日時

(2) サーバの設置（構築）場所の検討

上記打合せの中で、以下の案が提示された。

案	概要	詳細
案 1	経済産業省内の基盤情報サービス内の個別業務リソース環境内に構築	他の小規模な案件同様に現在提供しているPaaSサービスを利用する方式。 但し、基盤情報サービスは4年に1回更改され、次回の2022年2月の更改後に個別業務リソース環境が提供されるかどうかは未決定。
案 2	経済産業省庁舎内の電話交換室スペースにラックを設置して物理サーバを導入	化兵室専用の独立した環境として構築する方式。 場所の確保とラックの設置が必要となる。
案 3	経済産業省内の基盤情報サービス内に仮想サーバ環境を構築	基盤情報サービスの更改を1年先取りする方式で化兵室専用の環境を準備する案。

図表 2-9 サーバ設置場所の案

案 2 については、環境構築の為に時間とコストがかかりすぎるということで、他の案に比較して劣後する案として位置づけられた。

(3) 情報の機密性の確認と案の選択

化兵法の届出・申告書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条に基づき機密性レベルの検討を行った。

以上の検討を踏まえ総合的な判断から、本調査事業においては、案 3 の仮想サーバ環境に構築する案を採用した。

2.7 新システムの非機能要件の整理

2.7.1 非機能要件案の提示と検討

新システムの非機能要件については、みずほ情報総研から過去の類似案件などを参考にした案の提示を行い、化兵室職員と検討を行い、概ね案通り決定した。

新システムの保守方針として、システムトラブルの発生時の対応許容時間については、当初案では「72 時間以内に対応」となっていたが、48 時間と72 時間であれば、対応する人員のコストはそこまで大きく変わらないという意見が出され、「48 時間以内に対応」と変更した。

2.7.2 新システムのセキュリティ関連要件

非機能要件のうちセキュリティ関連要件については、情報システム構成課職員とも検討を行い、機密性を確保するために適切なセキュリティ要件を設定した。

2.8 移行要件の整理

2.8.1 移行方針の整理

既存の CWDB には制度開始当初から 20 数年分のデータが既に蓄積されている。したがって、新システム移行の際にはこれらのデータの確実かつ正確な移行を行うことが重要であった。

要件定義書案では、移行対象とするデータを CWDB に登録されているすべての過去分のデータとするとともに、事業所マスタ、物質マスタについても移行対象とした。但し、CWDB の構築時に作成された別添資料とそのフォルダについては、その後更新されていないことが調査により判明したために移行対象外とした。

なお、新システムでは若干の項目の追加があるため、CWDB に無い項目については、移行時に適切な値を設定することとした。また、CWDB では、各データについて、状態、作業状況ステータス、届出ステータスを管理しているため、移行時にそれらのステータスとなっているデータについては、対象データの値についての確認を行うこととした。

2.9 システム経費の試算

2.9.1 情報提供依頼書（RFI）の作成と発行

本事業により作成した要件定義書案について、システム経費を得るためにシステム開発を事業として行っている事業者に対して情報提供依頼を行った。

依頼にあたっては、情報提供依頼書を作成し、要件定義書案に記載した新システムを構築する際にかかる経費とその内訳、新システムの構築に必要な仮想サーバの仕様の提示を求め、あわせて要件定義書案への意見・要望を問うたところ、3社から回答を得た。

2.9.1 概算システム経費

情報提供依頼への回答として各社から提示された概算金額および意見・要望を得て、要件定義書案に反映を行った。

3. 調達準備

3.1 適合証明書案の作成

当事業により作成された要件定義書案による新システムは、この後入札を経て調達される見込みであるが、当事業の目的や方針に沿った調達結果となるように入札時に提出を求める適合証明書案についても作成を行った。

提出を求める、適合証明書への記載内容は、以下の項目とした。

1. 体制
2. 作業スケジュール
3. 概算工数内訳
4. 要件の理解
5. アプリケーションアーキテクチャ
6. 情報セキュリティ対策
7. 作業遂行上の条件
8. その他のより良い提案

4. その他

～ 用語集の作成 ～

本事業の遂行にあたって、「化学兵器禁止条約」「化兵法」並びにそれらに関する届出・申告業務に関する理解を深め、関係者間の意思疎通を円滑にするために用語集の作成を行った。

用語集は、要件定義書案にも記載した。

届出	<p>化兵法に基づき、経済産業省へ届出書を提出（様式 XX を使用）すること。化学兵器の製造等の禁止、特定物質についての規制とともに、指定物質、有機化学物質、特定有機化学物質に関する届出が規定されている。本規定に基づき各事業所では毎年 9 月、2 月に地方の経済産業局を經由して経済産業省へ「届出書」を提出する。届出書には、省令で定めるところにより英文の申告書面や設備図面等が添付される。</p> <p>最新の各届出様式は、経済産業省ホームページ（https://www.経済産業省.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html）に掲載される。</p> <p>※化兵法の用語と化学兵器禁止条約の用語の紐づけは以下の通り。 特定物質 = 表 1 剤 指定物質 = 表 2 剤、表 3 剤 有機化学物質 = その他有機化学物質 特定有機化学物質 = PSF 化学物質 ※「届出」には予定と実績の 2 種類がある。</p>
申告	<p>化学兵器禁止条約に基づき、経済産業省が外務省を経て国際機関（化学兵器禁止機関（OPCW））に申告文書を提出（FormX.X を使用）すること。申告文書は、経済産業省が事業所から届出書に添付された申告書面を集計して作成する。条約は、化学兵器への転用可能性、民生用途の有無等の観点から、化学物質を「表 1 剤」、「表 2 剤」、「表 3 剤」へそれぞれ指定し、各締約国が国際機関へ申告することを規定している。加えて、「識別可能な有機化学物質（表剤以外の有機化学物質、特定有機化学物質）」も一定数量以上製造すると届出の必要がある。</p>

	<p>なお、「申告」には予定と実績の 2 種類がある</p> <p>最新の各申告書面 Form は、経済産業省ホームページ (https://www.経済産業省.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html) に掲載される。</p> <p>各申告 Form の詳細や有効数字の桁数等は、OPCW 提供の「DECLARATIONS HANDBOOK 2013」に記載の通り。</p>
ADAA	<p>Annual Declarations of Anticipated Activities の略で予定数量の申告データを示す。OPCW に提出する申告書面 (FormX.X) に記載された予定データを示す。</p> <p>FormX.X には予定と実績で共通の様式を用いるものもあり、それらについては、各データ上に区分を設けて予定か実績かを区別する。</p>
ADPA	<p>Annual Declarations of Past Activities 略で実績数量の申告データを示す。OPCW に提出する申告書面 (FormX.X) に記載された実績データを示す。</p> <p>FormX.X には予定と実績で共通の様式を用いるものもあり、それらについては、各データ上に区分を設けて予定か実績かを区別する。</p>
加工	<p>化学兵器禁止条約上では「化学物質が他の化学物質に転換することのない物理的な工程」と定義されている。「加工」には、調合、抽出、精製等の複数の方法があり、「申告書面」に使用する用語である。</p>
消費	<p>化学兵器禁止条約上では「化学物質が化学反応により他の化学物質に転換すること」と定義されている。「消費」の用語は、「申告書面」に使用するものであり、「届出書」には使用しない。</p>
製造等	<p>化学兵器禁止条約上の「生産」と「加工」における抽出、精製が化学兵器禁止法上で「製造等」として整理されている。「製造等」は「届出書」に使用される用語であり、「申告書面」では使用されない。</p>
使用	<p>化学兵器禁止条約上の「加工」における混合や調合等で一般概念的に「使用」と考えられるものは、化兵法の施行規則第 18 条第 2 項 1 号にて「使用」と整理されている。加えて、化学兵器禁止条約上「消費」に分類されるものも施行規則第 18 条第 2 項 2 号にて「使用」として整理される。「使用」は「届出書」に使用される。</p>
査察	<p>OPCW が抜き打ち的に申告事業所に対し実施する国際検査のこと。化学兵器禁止法第 30 条の規定で定められているとおり経済産業省職員の立会いの下で、OPCW 査察官により実施される。OPCW より査察数日前に事業所名等が</p>

	<p>通告され、その通告を受けて化兵室では、CWDB で届出・申告の内容を確認し、管轄する経済産業局と連携して査察準備、査察立会いを行う。</p>
DOC	<p>有機化学物質。Discrete Organic Chemicals の略で化学兵器禁止条約検証付属書では「炭素化合物からなる全ての化学物質であって、構造式、CAS 番号によって識別することができるもの」と定義されている。</p>
PSF	<p>特定有機化学物質。DOC のうち、リン (P)、硫黄 (S)、フッ素 (F) を含むもの。</p>
AND	<p>Aggregate National Data の略で、表 2 剤、表 3 剤に関する生産、加工、消費数量や輸出入した数量を国単位で集計した結果を示す。 数量は実績を対象にする。毎年 1 回の実績作業時に集計し OPCW に報告する。実績（数量）がない物質は対象外である。 報告の際には、Word ファイルを基に作成した PDF ファイルと、OPCW 所定の XML ファイル（集計方法や内容は同一）を提出する。</p>
CWDB	<p>現在の Access にて構築されたデータベースを示す</p>

図表 3-1 用語集

以上

